

火災保険契約における故意の事故招致についての一考察

神戸学院大学 西原 慎 治

1. 問題の所在

・商法 641 条後段は、被保険者ならびに保険契約者の故意または重過失による保険事故招致対して保険者を免責するが、この中の保険契約者の故意による保険事故招致の意義は何に求められるか？

→保険契約者と被保険者で、その置かれている利益状況は異なるので、この両者の免責の趣旨を同じく考える必然性はないとはいえないか。

→ひとつの裁判例を契機として、保険契約者の故意の事故招致による保険者の免責について検討を加える。

2. 対象となる事案の概要

東京地方裁判所民事第 41 部平成 21 年 3 月 27 日判決（平成 20 年（ワ）第 4931 号保険金請求権）・請求棄却（控訴）・判例集未搭載

【事実の概要】

X1 ないし X2（X1 の妻）は、訴外 A より甲土地を購入するとともに、甲土地上に建物乙を建築することとし、平成 11 年 7 月 4 日に、住宅金融公庫から融資を受けた。当該融資金額は、2100 万円であり、利息は年 2.2%（ただし、平成 21 年 7 月 4 日から年 4%）、遅延損害金は年 14.5%であった。なお、本件融資の際に、原告 X1 の収入のみでは住宅金融公庫から融資を受けるための年収額に不足しているとして、本件融資には、連帯債務者として訴外 B（X2 の父）がいる。そうして、本件融資にあたっては、住宅金融公庫特約火災保険への加入が強制されており、Y 保険会社との間で、保険契約者 X1 および B、被保険者 X1 および X2、保険期間平成 11 年 6 月 25 日から平成 37 年 6 月 25 日まで、保険金額 2630 万円、保険料 25 万 7480 円で火災保険契約を締結した。なお、原告らの主張によれば、本件火災保険契約の締結に際して、B が保険契約者とされたのは、住宅金融公庫から融資を受けた者が保険契約者となることが強制されていたために、本件保険契約においても、X1 と B が連帯債務者となっていたことから、この両名が保険契約者とされたとのことである。

平成 19 年 2 月 7 日、乙建物は、B の放火により焼失した。X らはその翌日に、Y に対し、火災が発生したことを連絡し、Y の担当者に対し、保険金の請求を行ったが、Y は、焼失が当該保険契約の契約者である B の放火によるものであるとして、住宅金融公庫融資住宅等火災保険特約条項本件特約条項第 2 条 1 項（1）（これらの内容は、商法 641 条の内容と異なるものではない）に基づき、X らへの保険金の支払いを拒否した。そこで、X らは、Y に対し、保険金の支払いをするよう交渉し、さらに平成 19 年 12 月 27 日付内容証明郵便

【平成 21 年度日本保険学会大会】

第Ⅲセッション

レジュメ：西原慎治

で保険金を支払うよう催告したが、被告からは支払も何らの回答もなかったため、本訴に及んだ。なお、Bは本件放火後、刑事事件において、有罪の実刑判決を受けている。

本件において、原告側の主張は、概要、以下の通りである。①本件特約は、商法 641 条を敷衍したものであるが、その趣旨は、保険契約者・被保険者の故意又は過失ある場合に保険金請求を認めることは保険契約の射倖契約性に反するとともに、このような場合に被保険者の保険金請求を認めることは保険金目当ての放火を誘発するおそれがあり、社会の安全や公共の利益に反することにあるため、かかる場合に保険金の支払いを拒めることにある。しかしながら、Xらは、Bの放火の被害者であり、Xらが保険金の支払いを請求したとしても、何ら不正な保険金請求とはいえないことからかかる趣旨には反しない、②被保険者が複数存在する場合に、そのうちの一名の故意の事故招致によって保険事故が発生した場合であっても、その他の被保険者に対しては、自らの持ち分に応じた割合での保険金の支払いを行っているのであるから、本件のような保険契約者という被保険者よりも保険金の受給からは遠い立場にある者の放火であり、このような取扱いからすれば、当然保険金の支払いを受けられてしかるべきである、というものである。

これに対し、被告側の主張は、概要、以下の通りである。①保険契約者の故意・重過失が免責とされる趣旨については、保険契約が射倖契約であることに加え、保険契約者と被保険者との間には保険契約者が被保険者のために保険契約を締結するような密接な関係があるのが原則であるから、被保険者の故意と同様に免責とすることは公益性の見地からも妥当性を有するものである、②本件は、被保険者（保険金受取人）が複数存在する場合の故意の事故招致に関しては、保険契約者の故意の事故招致である本件とは事例を異にしているのだから、同一には論じられない、というものである。

【判決要旨】

請求棄却

「・・・本件において、原告らは、免責条項の適用排除を主張するものであるが、保険契約者の故意により保険事故が引き起こされた場合に、一律に保険者の保険金支払義務を免責することなく、保険者等の個別的、具体的事情による免責の例外を認めることは、そもそも前記場合について、免責条項を明文化して、類型的に、保険契約当事者間の信義則違反を防ごうとした趣旨に反するばかりか、保険契約者と被保険者との間には通常、密接な関係があることからすると、保険契約者が不正に被保険者に保険金を取得させるなどの公益に反する事態の発生を招きかねない。したがって、保険契約の文言上からも原告ら主張のような解釈は到底採用できない。

3. 検討

① はじめに

・本ケースにあつては、ア・プリアリには保険者の免責が認められるようにも思われる。しかしながら、保険契約者のひとりである B が保険契約者として名を連ねるに至った経緯からすれば、単なる形式的に保険契約者となったにすぎず、このような経緯からすれば、第三者による故意の事故招致にも似たものとなっている。商法 641 条によって保険契約者の故意免責の趣旨に関して再検討を行う契機となる。

② 本件火災保険契約の構造

・本件火災保険契約は、他人のためにする火災保険契約であるといえる。
・他人のためにする保険契約は、第三者のためにする契約（民法 537 条）の特則であるとされる。
・したがって、保険契約者と保険者との間の保険契約締結の合意によって、保険者は被保険者に対して給付を行っているといえる。この点より、保険者から何ら給付を受けていない保険契約者と保険者で、置かれている利益状況は異なるといえる。

③ 商法 641 条の成立過程における議論

○旧商法（明治 23 年）第 635 条 被保険者カ己ムヲ得サルニ非スシテ任意ニ加ヘ若クハ加ヘシメタル喪失若クハ損害又ハ被保険者ノ性質、固有ノ瑕疵若クハ当然ノ使用ニ因リテ直接ニ生シタル喪失若クハ損害ニ付テハ保険者ハ賠償ヲ為ス義務ナシ

→旧商法（明治 23 年）第 635 条の特徴

- ① 故意免責の対象は被保険者の行為に限る。
- ② 重過失による事故招致については免責の効果は及ばなかった。
- ③ 被保険者の故意の事故招致によって免責される理由は「自ら危険を招いた」という内容であった。

○新商法（明治 32 年）第 396 条 保険ノ目的ノ性質若クハ瑕疵、其自然ノ消耗又ハ保険契約者、被保険者若クハ保険金額ヲ受取ルヘキ者ノ悪意若クハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ保険者之ヲ填補スル責ニ任セス

[起草理由]

「保険契約者ハ契約ノ当事者ニシテ而カモ被保険物ヲ占有シ若クハ管理スル場合尠ナカラス又保険金額ヲ受取ルヘキ者ハ其利害關係殆ント保険契約者及ヒ被保険者ト異ナラ」ない。

[批判] 明治 32 年法では、保険者の故意免責の趣旨は明らかではない。

理由① ロエスレル草案を受けた旧商法にあつては、保険の利益を受ける被保険者が自ら保険事故を招いたことが免責の根拠として理解されていたけれども、被保険者ではない保険契約者については、そのようなことはありえない。

理由② 保険契約者が被保険物を占有・管理していない場合には、保険契約者が免

責される実質的理由がないにもかかわらず、法文上では免責とされている。

④ 射倖契約論からのアプローチ

- ・ 保険契約は射倖契約であることから、保険契約者の故意免責の趣旨はどのように説明されるのか。
- ・ 「不確実性はすべての契約当事者のもとに存在しなければならない(L'incertitude doit exister chez tous les contractants.)」「契約当事者は不確実性の中で平等でなければならない(Les contractants doivent être à égalité dans l'incertitude.)」
- ・ この原則から考えるのであれば、保険契約者を被保険者と同視して考えるのか、あるいは保険契約者を第三者と同視して考えるのか、という問題となりそうである。

⑤ 解決の方向性

- ・ 実体法の論理としては、被保険者の故意免責については、保険契約者間の信義側違反であることに加え、公益に反することが理由であるのに対し、保険契約者の故意免責の趣旨については、保険契約当事者間の信義側違反となるにとどまるものと考えられる。
- ・ 保険契約者の故意免責における「故意」の対象は、被保険者に保険金を取得させようという意思の中に求めることはできないか？

4. まとめにかえて

- ⑥ 商法 641 条後段は、保険契約者と被保険者の故意または重過失による保険事故招致があった場合、保険者は免責とされているが、この規定の趣旨は、保険契約者と被保険者で異なる。被保険者による故意の事故招致については、契約当事者間の信義則違反に加え、公益に反するのに対し、保険契約者による故意の事故招致については、契約当事者間の信義則違反にとどまるといえよう。
- ⑦ 商法 641 条後段の悪意（＝故意）とは、被保険者に対しては保険事故の原因事実を惹起するということにあるといえるが、保険契約者に対しては、被保険者に対して保険金を取得させようとする詐取の意思に求められる。
- ⑧ 一般の射倖契約の原則とは異なる、保険契約の契約としての特殊性はどこに認められるか？